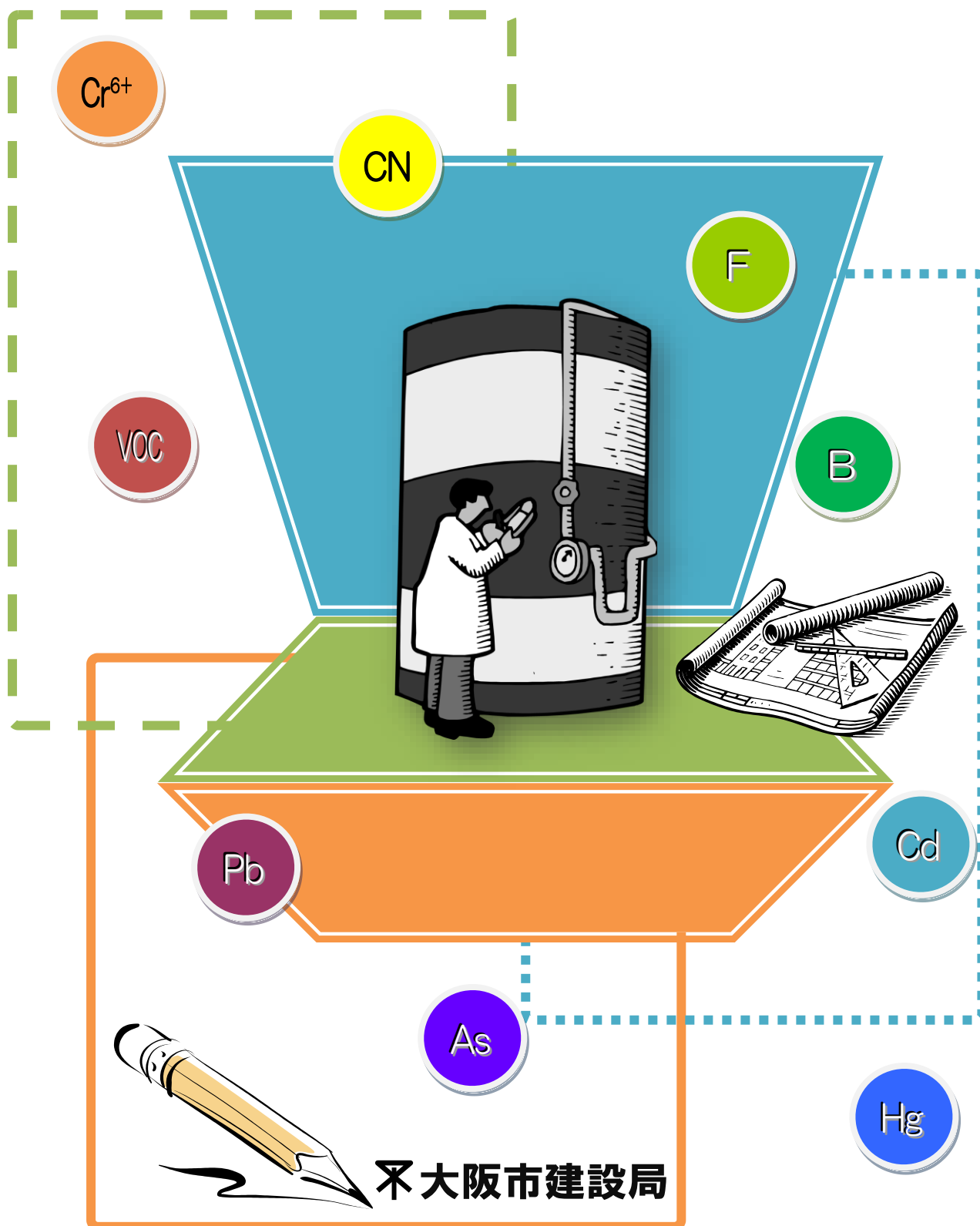


有害物質を使用する

特定施設等の届出の手引き

【水質汚濁防止法第5条第3項に基づくもの】



この手引きの構成について

この手引きは、有害物質を取り扱う『特定施設』や『貯蔵施設』を設置する事業者のみなさまが、水質汚濁防止法（以下、水濁法という）に基づく届出を円滑に行うため、次の構成で説明しています。

なお、『特定施設』と『貯蔵施設』ごとに説明している箇所があり、『特定施設』には **特定** 印を、『貯蔵施設』には **貯蔵** 印を表示していますので、該当箇所をご覧ください。

1. 届出が必要な要件とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
2. 届出の判定フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 水質汚濁防止法に基づく届出一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 届出の方法＜提出部数・提出先など＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5. 届出表紙の記入要領と見本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6. 届出別紙の記入要領と見本＜使用特定施設＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
7. 届出別紙の記入要領と見本＜貯蔵指定施設＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
8. 届出書を提出される前に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21



【届出を提出される事業者のみなさまへ】

大阪市に提出された届出書及び添付書類は、個人情報等公開できない情報を除き、「大阪市情報公開条例」の規定により情報公開の対象となります。
これらの規定を充分に理解していただき、届出の作成をお願いします。



1. 届出が必要な要件とは

（1）対象となる施設

届出が必要な対象施設は、以下のとおりです。（水濁法第5条第1項または第3項）

- 1) 有害物質使用特定施設：有害物質を製造・使用・処理する特定施設
- 2) 有害物質貯蔵指定施設：有害物質を貯蔵するタンク等の施設

（2）対象となる事業場



工場・事業場排水の排出先（下水道や公共用水域）を問わず、
対象となる施設を設置する『全ての事業場』

* 下水道放流事業場であっても、水濁法に基づく届出が必要です。

（3）対象となる有害物質

有害物質とは、水濁法施行令第2条に定められている物質であり、下表のとおりとなっています。

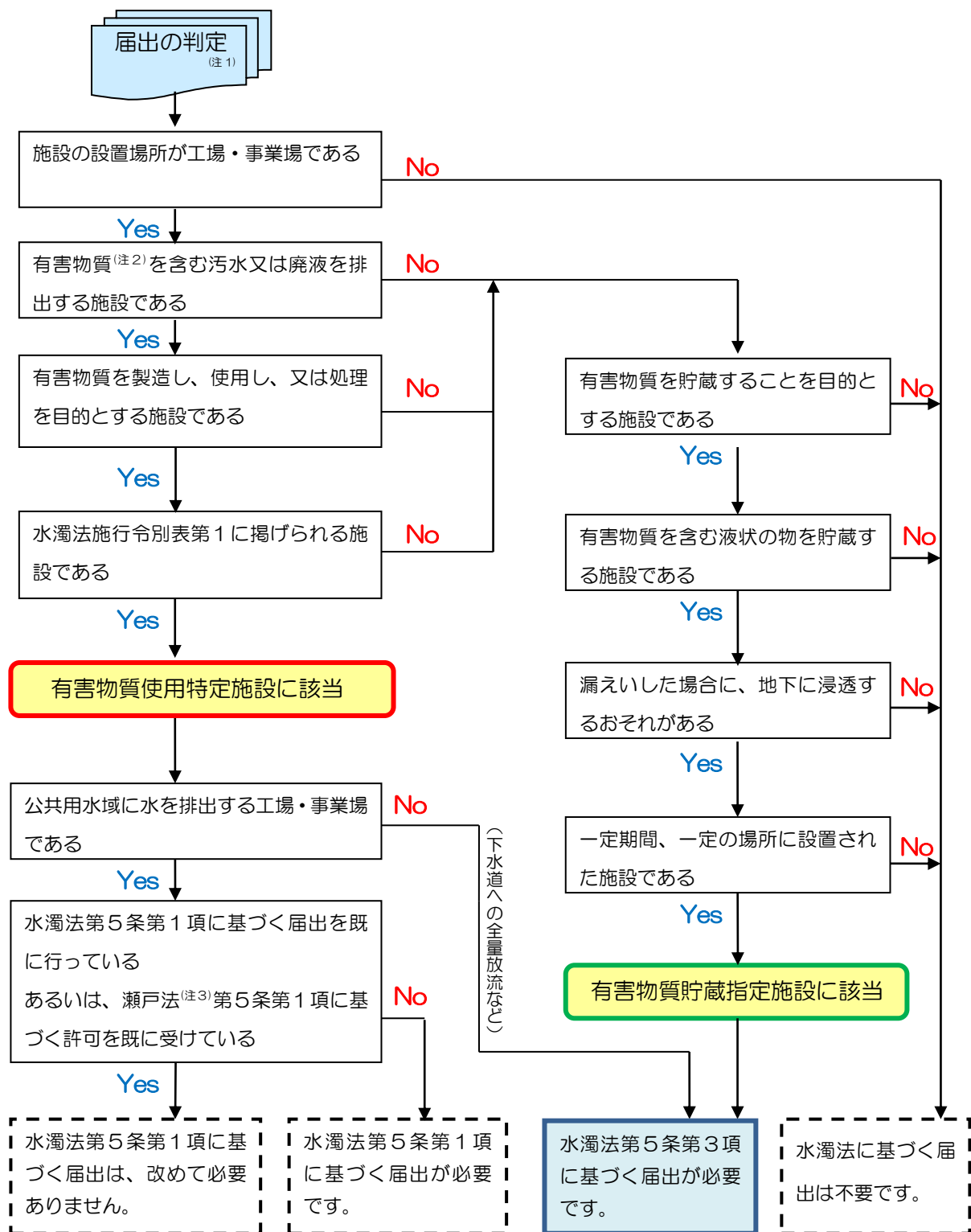
対象となる有害物質（水質汚濁防止法施行令第2条）H24.5.25 時点

1 カドミウム及びその化合物	10 テトラクロロエチレン	20 シマジン
2 シアン化合物	11 ジクロロメタン	21 チオベンカルブ
3 有機燐化合物	12 四塩化炭素	22 ベンゼン
4 鉛及びその化合物	13 1,2-ジクロロエタン	23 セレン及びその化合物
5 六価クロム化合物	14 1,1-ジクロロエチレン	24 ほう素及びその化合物
6 砒素及びその化合物	15 1,2-ジクロロエチレン	25 ふっ素及びその化合物
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	16 1,1,1-トリクロロエタン	26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
8 ポリ塩化ビフェニル	17 1,1,2-トリクロロエタン	27 塩化ビニルモノマー
9 トリクロロエチレン	18 1,3-ジクロロプロペン	28 1,4-ジオキサン
	19 チウラム	



* 下水道法上では、有害物質の対象外である「(26) アンモニア等」及び「(27) 塩化ビニルモノマー」が、水濁法では有害物質の対象となっています。

2. 届出の判定フロー図



*この手続きで説明します。

（注1）水濁法第5条第2項に基づく届出を行っている事業場については届出判定の対象から除いている。

（注2）「有害物質」には、有害物質そのものの他、有害物質を含む水（液体）が含まれ、例えば有害物質を含む溶液、廃液等が該当する。ただし、漏えいした時点で気化するような有害物質は対象とならない。

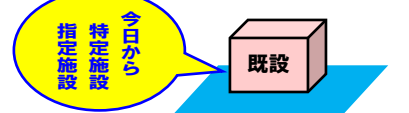
（注3）瀬戸法とは瀬戸内海環境保全特別措置法の略。

環境省 地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（案）（第1版）（平成24年2月）参考資料より

3. 水質汚濁防止法に基づく届出一覧表

工場・事業場において、『有害物質使用特定施設』や『有害物質貯蔵指定施設』を設置するなどの以下の事由が発生する場合は、届出が必要となります。

なお、届出用紙は大阪市のホームページよりダウンロードできます〔4ページ参照〕。

	届出の種類	届出を必要とする場合	届出の時期	根拠法令	様式 (水濁法施行規則)
1	設置届	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を新設する場合 	設置する 60 日以上前	第5条第1項 第5条第3項	様式第1
2	使用届	一の施設が有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設となった際、現にその施設を設置（設置の工事を含む）している場合 	施行日から 30 日以内	第6条第1項	
3	構造等変更届	有害物質使用特定施設、又は有害物質貯蔵指定施設の構造や設備の変更をする場合 	変更する 60 日以上前	第7条	
4	氏名等変更届	届出に係る氏名、名称及び住所並びに法人においては、その代表者の氏名、工場又は事業所の名称及び所在地に変更があった場合 	変更日から 30 日以内	第10条	様式第5
5	使用廃止届	施設の使用を廃止した場合 又は、 有害物質の使用等を取りやめた場合 	廃止日から 30 日以内	第10条	様式第6
6	承継届	届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を承継（譲り受け、借り受け、相続、合併等）した場合 	承継日から 30 日以内	第11条第3項	様式第7

4. 届出の方法＜提出部数・提出先など＞

(1) 必要な届出書類（設置や使用、変更の届出の場合）

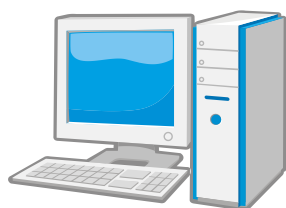
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する場合、及び構造等を変更する場合には、次の書類を提出してください。なお、別図や別表の添付が必要となる場合があります。

書 類 の 名 称		様式
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書		様式第1
添 付 書 類		別紙
1	有害物質使用特定施設等の構造	別紙12
2	有害物質使用特定施設等の設備	別紙13
3	有害物質使用特定施設等の使用の方法	別紙14
4	用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）	別紙15

(2) 届出用紙の入手方法

特定施設の設置届出をはじめとした届出用紙は、大阪市のホームページからダウンロードできます。インターネット上で下記のキーワードを入力して検索し、本市排水規制ウェブサイト『工場・事業場の排水規制』の中にある『事業者のみなさまへ』からご覧ください。

また、下記（4）提出先の事務所でも届出書類をお渡しできます。



工場・事業場の排水規制のウェブサイト

<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000010303.html>

(3) 提出部数

各届出の提出部数は次のとおりです。

提出の部数	2 部
-------	-----

(4) 提出先

届出の受付は、下記の各事務所で行っています。受付時に届出書類に不備が無いかの確認（形式審査）を行う必要があるため、直接持参していただきますようお願いします。

届出記載等にご不明な点がございましたら、各事務所までお問い合わせください。

該当する事業場	担当の事務所
下水道へ作業排水を放流する事業場（※）	下水道部下水道資源循環課（水質規制） 〔下水放流関係〕 〒536-0024 大阪市城東区中浜1丁目17番10号 東部方面管理事務所6階 TEL：6967-0981 FAX：6967-0982
公共用水域へ作業排水を放流する事業場	下水道部下水道資源循環課（水質規制） 〔河川放流関係〕 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階 TEL：6615-7525 FAX：6615-6583

※平成25年4月1日より、各方面管理事務所設備課で実施していた『届出・相談』の窓口が変更しました。

5. 届出表紙の記入要領と見本

特定 貯蔵

様式第1（第3条関係）（表面） ◆当該届出の種類以外は二重消ししてください。

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

◆該当施設以外は二重消ししてください。

大 阪 市 長 様

◆法人の場合は、法人の名称・所在地・電話番号、代表者の氏名を記入してください。
◆押印は不要です。

◆届出日を記入してください。

→ □□〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 大阪府〇〇市●●町▲▲番地
届出者 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
氏 名 建設局工業株式会社
代表取締役 建設局 花子

（氏名又は名称及び住所ならびに法人にあつてはその代表者の氏名）

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、**特定施設（有害物質貯蔵指定施設）**について、次のとおり届け出ます。

◆該当する条項や施設を囲み、それ以外は二重消ししてください。

記入要領（◆は留意点）

工 場 又 は 事 業 場 の 名 称		建設局工業株式会社 めっき工場	←法人の場合は法人名称、個人の場合は屋号を記載してください。 ◆事業場が複数ある場合、事業場名称も併記してください。
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地		大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 （電話番号 6615 - 7525 ）	←施設を設置する事業場の所在地、電話番号を記載してください。
第5条第1項関係	特 定 施 設 の 種 類		←法第5条3項の届出の場合、この範囲の記載は不要です。 ◆裏面の欄に記載してください。
	有 害 物 質 使 用 特 定 施 設 の 該 当 の 有 無	有 □ ・ 無 □	
	△ 特 定 施 設 の 構 造	別紙 1 のとおり。	
	△ 特 定 施 設 の 設 備 （有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。	
	△ 特 定 施 設 の 使 用 の 方 法	別紙 2 のとおり。	
	△ 汚 水 等 の 処 理 の 方 法	別紙 3 のとおり。	
	△ 排 出 水 の 汚 染 状 態 及 び 量	別紙 4 のとおり。	
	△ 排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙 5 のとおり。	
	△ 排出水に係る用水及び排水の系統	別紙 6 のとおり。	
第5条第2項関係	有 害 物 質 使 用 特 定 施 設 の 種 類		
	△ 有 害 物 質 使 用 特 定 施 設 の 構 造	別紙 7 のとおり。	
	△ 有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙 8 のとおり。	
	△ 汚水等の処理の方法	別紙 9 のとおり。	
	△ 特定地下浸透水の浸透の方法	別紙 10 のとおり。	
	△ 特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙 11 のとおり。	



			記入要領 (◆は留意点)
第5条第3項関係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☒ 有害物質使用特定施設 ☐ 有害物質貯蔵指定施設	←該当する施設にレ印を記載してください。
	△ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙 12 のとおり。	←別紙に記載してください。 ◆できる限り図面や表を利用してください。
	△ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙 13 のとおり。	
	△ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙 14 のとおり。	
	△ 施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙 15 のとおり。	

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称（指定地域特定施設にあつては、名称）を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 排出水の排出系統別の汚染状態及び量については、指定地域内の工場又は事業場に係る届出書に限って欄を設けること。
- 7 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 8 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 9 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

6. 届出別紙の記入要領と見本<使用特定施設>

特定

別紙12

有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~の構造

◆該当施設以外は二重消ししてください。



記入要領（◆は留意点）

工場又は事業場における施設番号	全自動亜鉛めっき施設 (No1~23)	←任意の施設番号を記入してください。 ◆特定施設番号ではありません。
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☒ 有害物質使用特定施設 [66 電気めっき施設] ☐ 有害物質貯蔵指定施設	←有害物質使用特定施設にレ印を記入し、種類も記入してください。
型 式	〇〇社製△△型 バレル 12 連	←施設の型式等あれば記入してください。 ◆自社の場合は、自社設計と記入してください。
構 造	別 表 (1) のとおり	←施設の構造、主要寸法、容量、材質を記入してください。 ◆別表に記入することも可能です。
主 要 寸 法	別 表 (1) のとおり	
能 力	金属部品 12.8 t / 日・基	←施設を 1 日フル稼働した場合の最大能力を記入してください。
配 置	別 図 (1) のとおり 別 表 (1) のとおり	←平面図を添付してください。 ◆施設の『地上・地下』の別は、別表にて表記することも可能です。
床 面 及 び 周 囲	別 表 (2) のとおり [構造基準：Ⓐ・B・C]	←床面の材質、外部への流出防止策を示す周囲について記入してください。防液堤は、可能な限り容量を記入してください。 ◆該当する構造基準（A～C）のいずれかに○を記入してください。 ◆これらについては、別表にて表記することも可能です。
設 置 年 月 日	年 月 日	←『既設』である場合、記入してください。
工 事 着 手 予 定 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	←『新設』である場合は、各予定年月日を記入してください。
工 事 完 成 予 定 年 月 日	△△年 △△月 △△日	◆届出を受付してから60日間の実施制限期間がありますので、必ずしも予定年月日に実施できるものとは限りません。
使 用 開 始 予 定 年 月 日	□□年 □□月 □□日	◆この期間を短縮する場合もあります。
そ の 他 参 考 と なる べ き 事 項	有害物質使用槽は以下のとおり No.10 青化亜鉛めっき槽 No.16 硝酸槽 No.18 三価クロメート槽 No.21 六価クロメート槽	←対象となる施設のうち有害物質を使用している個所を記入してください。 ◆数が多い場合は、別表にて表記することも可能です。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~の設備

◆該当施設以外は二重消ししてください。



記入要領（◆は留意点）

工場又は事業場における施設番号	全自動亜鉛めっき施設 (No1～23)	←任意の施設番号を記入してください。 ◆特定施設番号ではありません。
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☒ 有害物質使用特定施設 [66 電気めっき施設] ☐ 有害物質貯蔵指定施設	←有害物質使用特定施設にレ印を記入し、種類も記入してください。
設備	配管、バルブ、フランジ 別表（ 2 ）のとおり	←施設に付帯する配管や排水溝等の設備の名称を記載してください。 ◆配管は、『地上・地下』を表記してください。 ◆複数の場合は、別表で表記することも可能です。
構造	別表（ 2 ）のとおり	←設備の構造、主要なものの寸法、材質を記入してください。 ◆設備の構造基準（A～C）のいずれかに○を記入してください。 ◆検知設備を有する場合、その旨を記載してください。
主要寸法	別表（ 2 ）のとおり [構造基準：Ⓐ・B・C]	◆配管の地下（トレンチ）は、トレンチの構造も記入してください。 ◆複数の場合は、別表で表記することも可能です。
配置	別図（ 1 ）のとおり 別表（ 2 ）のとおり	←平面図を添付してください。 ◆配管の場合は、『地上・地下（トレンチ）・地下（埋設）』を記入してください。 ◆施設の『地上・地下』の別は、別表にて表記することも可能です。
設置年月日	年 月 日	←『既設』である場合、記入してください。
工事着手予定年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	←『新設』である場合は、各予定年月日を記入してください。
工事完成予定年月日	△△年 △△月 △△日	◆届出を受付してから60日間の実施制限期間がありますので、必ずしも予定年月日に実施できるものとは限りません。
使用開始予定年月日	□□年 □□月 □□日	◆この期間を短縮する場合があります。
その他参考となるべき事項		←有害物質を含む水が流れない場合は、構造等の基準が適用されませんので、その旨記入してください。 【例】配管には、有害物質を含む水が流れません。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）~~の使用の方法

◆該当施設以外は二重消ししてください。



記入要領（◆は留意点）

工場又は事業場における施設番号	全自動亜鉛めっき施設 (No1~23)	←任意の施設番号を記入してください。 ◆特定施設番号ではありません。
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☒ 有害物質使用特定施設 [66 電気めっき施設] ☐ 有害物質貯蔵指定施設	←有害物質使用特定施設にシ印を記入し、種類も記入してください。
設置場所	別図（ 1 ）のとおり	←平面図を添付してください。
作業の系統	別図（ 2 ）のとおり	←作業フロー図を添付してください。
使用時間間隔	8 時 ~ 17 時まで	←施設の作業時間帯を記入してください。
1日当たりの使用時間	☒ 連続（ 時間毎） 8 時間／日	←施設の実稼働時間を記入してください。 ◆間欠使用の場合、例えば2時間毎に稼働し、1日合計4時間使用する施設は、『（2時間毎）4時間／日』となります。
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別表（ 1 ）のとおり	←有害物質使用特定施設において使用する原料又は薬品の種類と量を記入してください。 ◆別表に記入することも可能です。
貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）		←有害物質使用特定施設の場合、記入しません。
その他参考となるべき事項		←必要に応じて、廃液等の処分状況（頻度・方法等）の記載をしてください。 【例】廃液は月に〇回の頻度で、産廃として処理を委託している。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

◆当該施設以外の項目は二重消ししてください。



記入要領（◆は留意点）

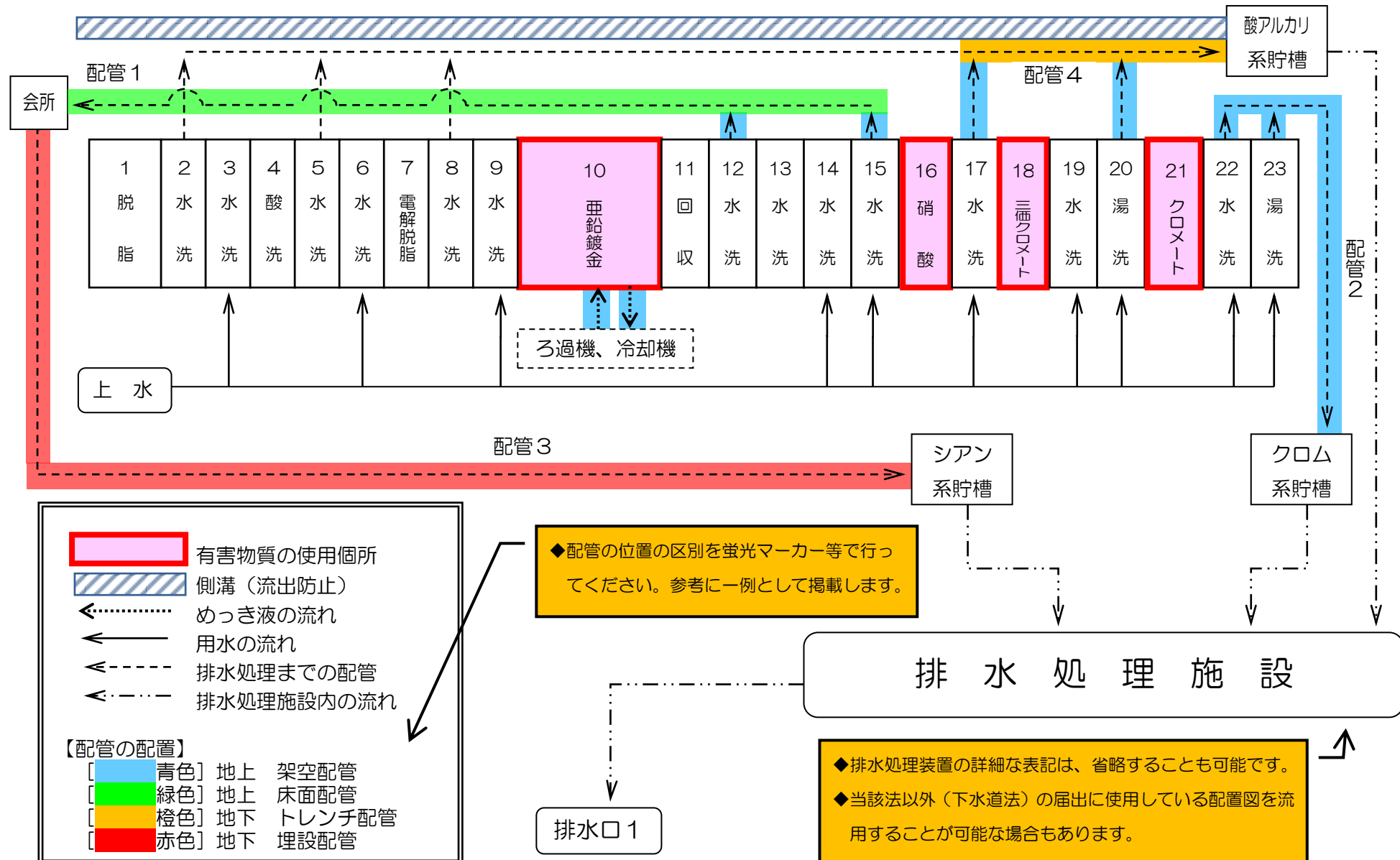
施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。） 又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	別 図（ 2 ）のとおり			←該当する施設の用水及び排水の系統を記入してください。 ◆複数の施設を有する場合は、施設毎の用水及び排水の系統を記載してください。 ◆操業の系統図を活用することも可能です。
用 途 別 用 水 使 用 量	用 途	使 用 水	用水使用量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	←用水の用途、使用水の種別（上水・工業用水等）、用水の通常時の使用量を記入してください。
	酸アルカリ系水洗	上水	9.6	
	シ ア ン 系 水 洗	上水	8.0	
	ク ロ ム 系 水 洗	上水	3.2	
	合 計		20.8	

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

◆有害物質使用特定施設の配置図

特定

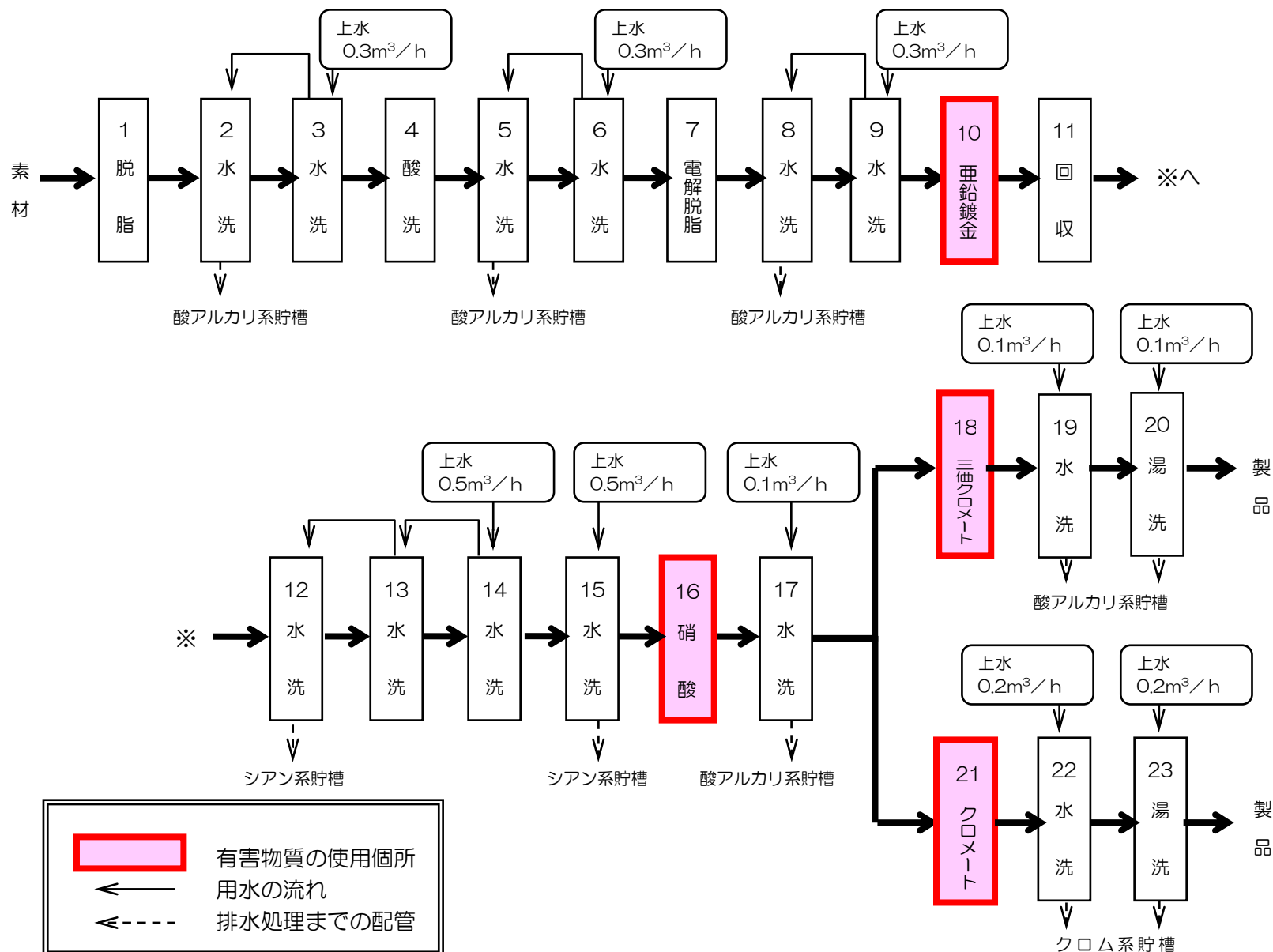
【別図1】



◆有害物質使用特定施設を含む操業系統図

特定

【別図2】



特定

◆有害物質使用特定施設一覧（番号の○印が有害物質の使用箇所）

【別表1】

No.	設備	主要寸法(mm)	容量 m ³	材質	地上・地下	薬品の種類と使用量
1	脱脂槽	1400W×750L×800H	0.6	鉄製 FRP ライニング	地上	苛性ソーダ△△kg
2	水洗槽	1400W×750L×800H	0.6	鉄製 FRP ライニング	地上	◆有害物質使用箇所の施設番号に丸印を付ける 等容易に判別できるようにしてください。
3	水洗槽	1400W×750L×800H	0.6	鉄製 FRP ライニング	地上	
4	酸洗槽	1400W×750L×800H	0.6	鉄製 FRP ライニング	地上	
5	水洗槽	950W×900L×800H	0.5	鉄製 FRP ライニング	地上	
6	水洗槽	950W×900L×800H	0.5	鉄製 FRP ライニング	地上	
7	電解槽	1400W×750L×800H	0.6	鉄製 FRP ライニング	地上	苛性ソーダ△△kg
8	水洗槽	1400W×750L×800H	0.6	鉄製 FRP ライニング	地上	
9	水洗槽	1400W×750L×800H	0.6	鉄製 FRP ライニング	地上	
⑩	亜鉛鍍金槽	1400W×900L×900H	9.7	鉄製 FRP ライニング	地上	苛性ソーダ△△kg、青化ソーダ△△kg、金属亜鉛△△kg
11	回収槽	1400W×750L×800H	0.6	鉄製 FRP ライニング	地上	
12	水洗槽	1400W×750L×800H	0.6	鉄製 FRP ライニング	地上	
13	水洗槽	1400W×750L×800H	0.6	鉄製 FRP ライニング	地上	
14	水洗槽	1400W×750L×800H	0.6	鉄製 FRP ライニング	地上	
15	水洗槽	1400W×750L×800H	0.6	鉄製 FRP ライニング	地上	
⑪	硝酸槽	950W×900L×800H	0.5	鉄製 FRP ライニング	地上	硝酸△△kg
17	水洗槽	950W×900L×800H	0.5	鉄製 FRP ライニング	地上	
⑫	三価クロメート槽	950W×900L×800H	0.5	鉄製 FRP ライニング	地上	ケイフッ化ナトリウム△△kg
19	水洗槽	950W×900L×800H	0.5	鉄製 FRP ライニング	地上	
20	湯洗槽	950W×900L×800H	0.5	鉄製 FRP ライニング	地上	
⑬	クロメート槽	950W×900L×800H	0.5	鉄製 FRP ライニング	地上	無水クロム酸△△kg
22	水洗槽	950W×900L×800H	0.5	鉄製 FRP ライニング	地上	
23	湯洗槽	950W×900L×800H	0.5	鉄製 FRP ライニング	地上	

◆有害物質使用特定施設等の床面、周囲、設備、構造及び主要寸法等

特定

◆該当する構造基準の区分を記入してください。

【別表2】

事業場内の施設名称	有害物質 使用特定 施設又は 有害物質 貯蔵指定 施設の別	施 設 番 号	既 設 ・ 新 設 の 別	床面および周囲					付帯する配管等（自動・手動ライン）					構造基準の区分	備 考
				材 質	被覆		外部への流出防止策	容 量	構造基準の区分	設 備	構 造	主要寸法			
					有・無	有の場合は材質									
全自動亜鉛めっき施設	有害物質使用特定施設	1 ～ 23	新設	コンクリート	有	エポキシ樹脂ライニング	側溝	10 立方メートル	A	地上（床・架空） 地下（埋設・ト レンチ）の別		◆該当する構造基準の区分を記入してください。			
										地 上 床	配 管 1	塩化ビニル	直径7cm×長さ 10m	A	
										地 上 架 空	配 管 2	塩化ビニル	直径7cm×長さ 15m	A	
										地 下 埋 設	配 管 3	鉄製 配管内面はコーティング有	直径7cm×長さ 12m	A	
										地下トレンチ	配 管 4	トレンチ底面コンクリート、 配管は塩化ビニル	トレンチ：幅・高さ共に 30cm 配管：直径7cm×5m	A	
										地 上	フ ラ ン ジ 類	塩化ビニル	直径 15cm×厚さ 7cm	A	5 か所
											バ ル プ 類	塩化ビニル	直径 15cm×厚さ 15cm	A	5 か所
											ポンプ設備	ステンレス製 耐薬品、耐腐食性あり	縦横共に 30cm×高さ 30cm	A	3 か所
											ろ 過 機	鉄製 180L	直径 50cm×高さ 1m	A	
冷 却 機	鉄製	縦 50cm×横 40cm×高さ 50cm	A												

7. 届出別紙の記入要領と見本<貯蔵指定施設>

貯蔵

別紙12

~~有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）の構造

◆該当施設以外は二重消ししてください。

記入要領（◆は留意点）

工場又は事業場における施設番号	原料タンク1号	←任意の施設番号を記入してください。
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設 ☒ 有害物質貯蔵指定施設	←有害物質貯蔵指定施設にシ印を記入してください。
型 式	自社設計 硝酸タンク（円筒形）	←施設の型式等あれば記入してください。 ◆自社の場合は、自社設計と記入してください。
構 造	本体材質：ステンレス製 別 表（ ）のとおりに	←施設の構造、主要寸法、容量、材質を記入してください。
主 要 寸 法	内径2.5mφ、高さ1.5m 別 表（ ）のとおりに	◆別表に記入することも可能です。
能 力	有効容量 5m ³	◆有効容量を記載してください。
配 置	地上 別 図（ 1 ）のとおりに 別 表（ ）のとおりに	←平面図を添付してください。 ◆施設の『地上・地下』の別は、別表にて表記することも可能です。
床 面 及 び 周 囲	【床面】コンクリートFRPライニング 【周囲】エポキシ樹脂塗装の防液堤（貯留量：6m ³ ） 別 表（ ）のとおりに [構造基準：①・B・C]	←床面の材質、外部への流出防止策を示す周囲について記入してください。防液堤は、可能な限り容量を記入してください。 ◆該当する構造基準（A～C）のいずれかに○を記入してください。 ◆これらについては、別表にて表記することも可能です。
設 置 年 月 日	年 月 日	←『既設』である場合、記入してください。
工 事 着 手 予 定 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	←『新設』である場合は、各予定年月日を記入してください。
工 事 完 成 予 定 年 月 日	△△年 △△月 △△日	◆届出を受付してから60日間の実施制限期間がありますので、必ずしも予定年月日に実施できるものとは限りません。
使 用 開 始 予 定 年 月 日	□□年 □□月 □□日	◆この期間を短縮する場合があります。
そ の 他 参 考 と する べ き 事 項	貯蔵タンクからの配管口は、 受入、送出、ドレンの三か所 ※全て、ステンレス製	←対象となる施設と接続している配管の個所や材質等を記入してください。 ◆数が多い場合は、別表にて表記することも可能です。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

~~有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）の設備

◆該当施設以外は二重消ししてください。

記入要領（◆は留意点）

工場又は事業場における施設番号	原料タンク1号	←任意の施設番号を記入してください。
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設 []	←有害物質貯蔵指定施設にシ印を記入してください。
	☒ 有害物質貯蔵指定施設	
設備	配管（地上） バルブ フランジ ポンプ 計量タンク 別表（ ）のとおりに	←施設に付帯する配管や排水溝等の設備の名称を記載してください。 ◆配管は、『地上・地下』を表記してください。 ◆複数の場合は、別表で表記することも可能です。
構造	配管：ステンレス製 バルブ：ステンレス製 フランジ：シリコンゴム製 ポンプ：ステンレス製 計量タンク：ステンレス製 別表（ ）のとおりに	←設備の構造、主要なものの寸法、材質を記入してください。 ◆検知設備を有する場合、その旨を記載してください。 ◆配管の地下（トレンチ）は、トレンチの構造も記入してください。 ◆設備に該当する構造基準（A～C）のいずれかに○を記入してください。 ◆複数の場合は、別表で表記することも可能です。
	[構造基準 (A)・B・C]	
主要寸法	配管：直径 100mm×50mm バルブ：6か所 フランジ：6か所 ポンプ：1か所 計量タンク：内径 2.5mφ×1.5m 別表（ ）のとおりに	
配置	配管：地上（架空） バルブ：地上（架空） フランジ：地上（架空） ポンプ：地上 計量タンク：地上 別図（ 1 ）のとおりに 別表（ ）のとおりに	←平面図を添付してください。 ◆配管の場合は、『地上・地下（トレンチ）・地下（埋設）』を記入してください。 ◆施設の『地上・地下』の別は、別表にて表記することも可能です。
設置年月日	年 月 日	←『既設』である場合、記入してください。
工事着手予定年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	←『新設』である場合は、各予定年月日を記入してください。 ◆届出を受付してから60日間の実施制限期間がありますので、必ずしも予定年月日に実施できるものとは限りません。 ◆この期間を短縮する場合があります。
工事完成予定年月日	△△年 △△月 △△日	
使用開始予定年月日	□□年 □□月 □□日	
その他参考と なるべき事項		←有害物質を含む水が流れない場合は、構造等の基準が適用されませんので、その旨記入してください。 【例】配管には、有害物質を含む水が流れません。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

~~有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

◆該当施設以外は二重消ししてください。

記入要領 (◆は留意点)

工場又は事業場における施設番号	原料タンク1号	←任意の施設番号を記入してください。
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	☐ 有害物質使用特定施設 []	←有害物質貯蔵指定施設にシ印を記入してください。
	☒ 有害物質貯蔵指定施設	
設置場所	別図（ 1 ）のとおり	←平面図を添付してください。
操業の系統	別図（ 2 ）のとおり	←作業フロー図を添付してください。
使用時間間隔	8時～17時まで	←施設の作業時間帯を記入してください。
1日当たりの使用時間	連続（ 3 時間毎） 1時間／日	←施設の実稼働時間を記入してください。 ◆間欠使用の場合、例えば3時間毎に稼働し、1日合計1時間使用する施設は、『（3時間毎）1時間／日』となります。
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別表（ ）のとおり	←有害物質使用貯蔵施設の場合は、記入しません。
貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	硝酸（67.5%）	←有害物質貯蔵指定施設において貯蔵使用する原料又は薬品の種類を記入してください。
その他の参考となるべき事項	硝酸は週に1回4.5m ³ をタンクへ補充する。	←必要に応じて、貯蔵施設を使用した作業状況（頻度・方法等）を記載してください。 【例1】原料薬品は、週に1回4.5m ³ を貯蔵タンクへ補充する。 【例2】貯蔵廃液は、月に1回10m ³ を、産廃として処理を委託している。

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

~~用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）~~

◆当該施設以外の項目は二重消ししてください。

記入要領（◆は留意点）

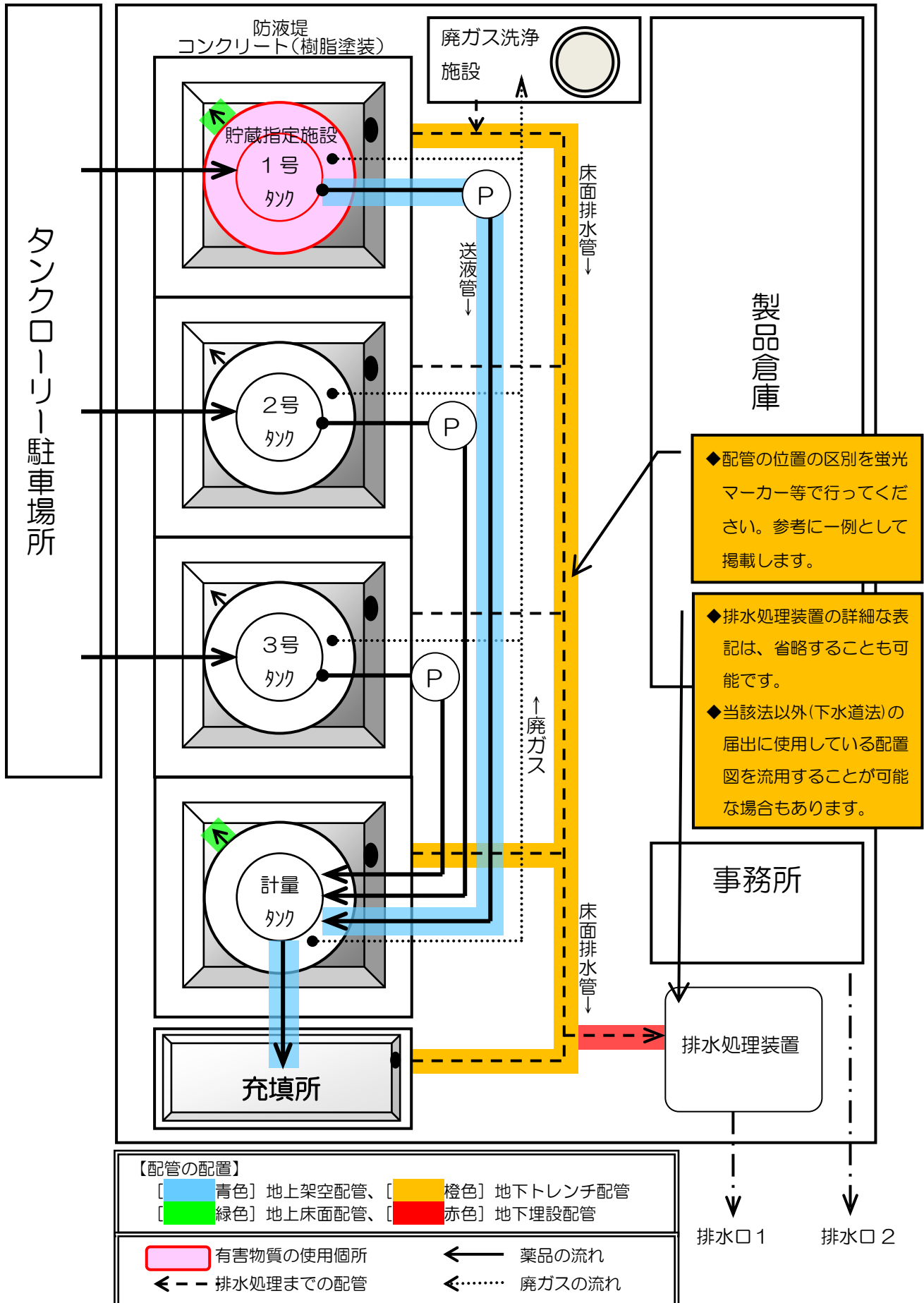
施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。） 又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	別 図（ 2 ）のとおり			←該当する施設の搬入及び搬出の系統を記入してください。 ◆複数の施設を有する場合は、施設毎の搬入及び搬出の系統を記載してください。 ◆操業の系統図を活用することも可能です。																								
用 途 別 用 水 使 用 量	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用 途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr> <td>合 計</td> </tr> </tbody> </table>	用 途							合 計	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使 用 水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </tbody> </table>	使 用 水								<table border="1"> <thead> <tr> <th>用水使用量 (m³/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </tbody> </table>	用水使用量 (m ³ /日)								←有害物質貯蔵指定施設の場合は記入不要です。
用 途																												
合 計																												
使 用 水																												
用水使用量 (m ³ /日)																												

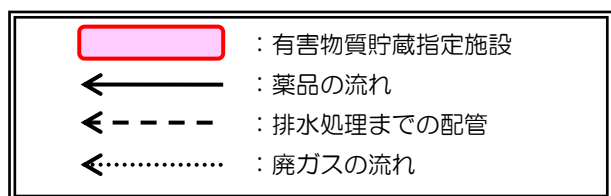
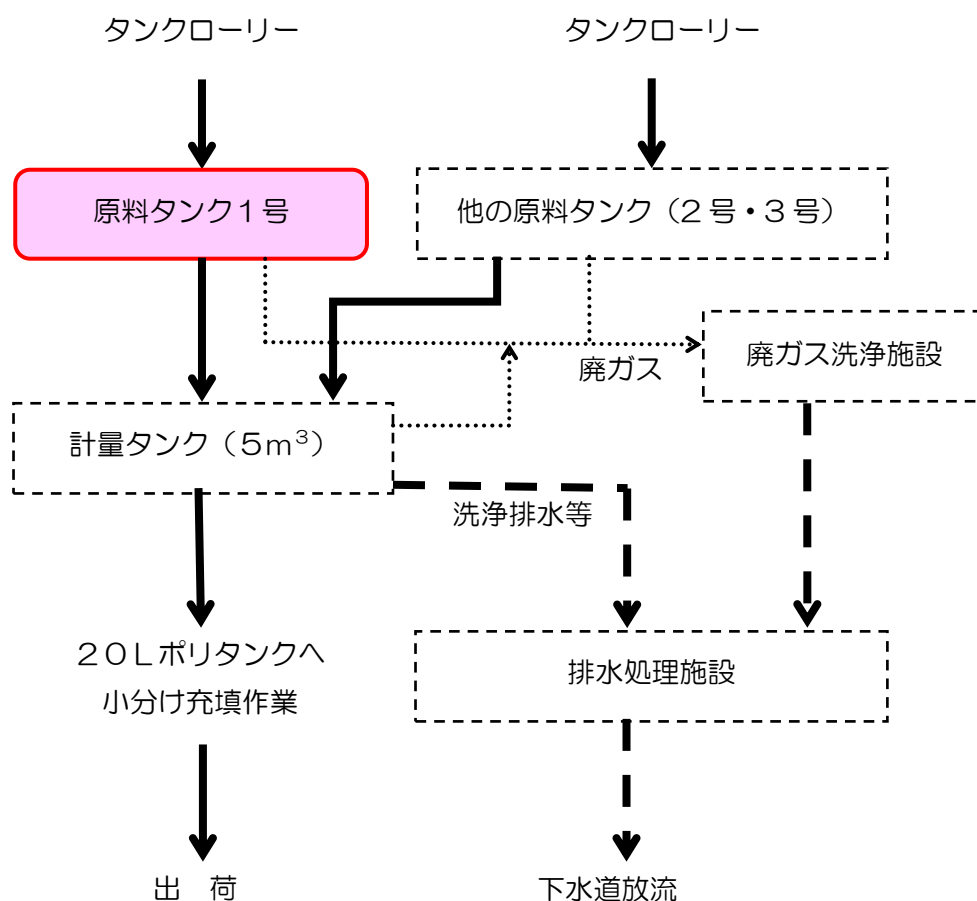
備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

■事業場平面図及び排水系統図

貯蔵

【別図1】





8. 届出書を提出される前に

特定

貯蔵

事業者のみなさまが届出書の提出をされる際には、届出の受付を行う担当事務所において届出書類に不備が無いかの確認（形式審査）を行います（4 ページ参照）。形式審査で不備が認められた場合、当日に受付ができないこともあります。

それらを解消するため、過去の事例からよく見られる不備事項についてチェック欄を設けましたので、提出前にご確認をお願いします。

ご不明な点がございましたら、担当の事務所（4 ページ参照）へお問い合わせ下さい。



届出書類の不備チェック

確 認 事 項		✓
表紙	届出者の住所・氏名（代表者名）が正しく記載されていますか（5 ページ参照）	
	表紙に代表者の押印（又は署名）がありますか（5 ページ参照）	
	工場又は事業場の名称・所在地は正しく記載されていますか（5 ページ参照）	
	裏面の施設の区分に「レ印」を記載しましたか（6 ページ参照）	
別紙	施設の区分に「レ印」を記載しましたか（7～9 ページ又は 15～17 ページ参照）	
	記載されている別図や別表の番号は合致していますか	
	※有害物質使用特定施設のみ 用途別の用水使用量を記載しましたか（10 ページ参照）	
別図	施設の配置図は添付されていますか（11 ページ又は 19 ページ参照）	
	配管の位置を色で区別されていますか（11 ページ又は 19 ページ参照）	
	施設を含む操業系統図が添付されていますか	
別表	※別表を添付している事業者のみ 施設の一覧表に必要事項が正しく記載されていますか（13 ページ参照）	
	※別表を添付している事業者のみ 施設の床面・周囲や設備の必要事項が正しく記載されていますか（14 ページ参照）	
その他	届出書類が情報公開の対象であると理解した上で作成しましたか（1 ページ参照）	
	届出書の提出部数（2 部）や提出先を確認しましたか（4 ページ参照）	

【Memo】



*大阪市の排水規制に関する新着情報は・・・

大阪市 排水規制

検索

令和 6 年 4 月改訂

有害物質を使用する

特定施設等の届出の手引き

【水質汚濁防止法第 5 条第 3 項に基づくもの】

編集・発行 大阪市建設局下水道部下水道資源循環課(水質規制)

所 在 地 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM 棟6階

【電話】06-6615-7525